

## 共催、後援、協賛等の承認審査基準に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市への共催、後援、協賛等（以下「後援等」という。）の申し出に対して承認を与える場合の、当該後援等を求める団体、事業等の審査の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 その事業の全部又は一部に対して実質的な責任を負うものをいう。通常資金の負担を伴う。
- (2) 後援 その事業に対して援助及び協力するものであって、資金の負担を伴うこともあり得るが、実務上は名義のみの使用を承認するものをいう。
- (3) 協賛 その事業に対して、賛意を表するものをいう。

2 前項各号の定義は原則的なものであるから、市が当該後援等の承認を与えるにあたっては、当該後援等を求める団体が誤解を抱くことのないようその後援等の意義、内容、範囲等について適宜条件を付すものとする。

(後援等の対象となる団体)

第3条 後援等の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び独立行政法人
- (2) 国立、公立及び私立学校
- (3) 公益法人及び公共的団体
- (4) 公共的事業を主たる目的とする団体
- (5) その他特に市長が認める団体

(後援等の対象となることができない事業)

第4条 前条各号の団体が行う事業であっても、次に掲げるものは後援等の対象とすることができない。

- (1) 目的及び趣旨が公序良俗に反するもの
- (2) 個人又は特定の団体のための活動であるもの
- (3) 特定の宗教又は政党その他政治団体のための活動であるもの
- (4) 公共福祉を實踐するにふさわしい方法で実施されないもの
- (5) 事業参加を勧誘する方法が不適切なもの

(後援等の対象団体が行う後援等対象事業に対する金銭的支援)

第5条 後援等の対象団体が行う後援等対象事業に対する金銭的支援は、予算の定めがある場合を除き実施しない。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月22日から施行する。